

農振法における農用地区域からの除外要件（第13条第2項各号）

以下の各号の要件を全て満たす場合に限り、農用地区域から除外することが出来ます。

要 件	
(1) 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと	
	① 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当な土地であること
	② 実現可能かつ具体的な転用計画があること
	③ 不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないこと（必要性、緊急性）
	④ 通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではないこと
	⑤ 土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることでないこと
(2) 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること	
	① 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること	
	① 周辺農用地の営農環境への支障がないこと
	② 農地の集団性を損なうものでないこと
	③ 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在しないこと
(4) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること	
	① 経営規模の大幅な縮小により、安定的な農業経営に支障が生ずる場合でないこと
	② 経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと
(5) 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること	
	① ため池、農業用排水施設等の施設について、その毀損により、用排水停滞、汚濁水の流入等が予想されないこと
(6) 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること	
	① 土地改良事業の実施中または工事完了公告後8年未満ではないこと